

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂1-6-6	9-830005

2 指名停止措置期間 令和4年3月8日～令和4年4月7日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

総合警備保障株式会社の元使用人は、千葉県内において、業務で訪れた同社管理の現金自動預払機(ATM)6カ所から、現金計9,598万円を盗んだとして、令和4年1月5日、千葉県警に窃盗の疑いで逮捕された。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」(平成19年常陸太田市告示第71号の2。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第9項第1号に該当する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9(1)前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111